

■ 研究発表論文

韓国安東河回村と岐阜県大野郡白川村荻町にみる歴史的景観の管理に関する比較研究

A Comparative Study on the Historic Landscape Management of Andong Hahoe Village and Shirakawa Ogimachi Village

孫 鏽勳* 黒田 乃生* 下村 彰男*
Yonghoon SON Nobu KURODA Akio SHIMOMURA

Abstract : Over the past few decades, the concern with management of historic landscape has been growing. This paper is a comparative study about management of historic landscape in both of Korean and Japanese traditional villages. The purpose of this study is to clear up the management style of historic landscape in two countries based on the Cultural Properties Protection Act. The subjects of this study are Andong hahoe village in Korea and Shirakawa ogimachi village in Japan. As the result of comparative study, characters of Historic landscape management in two villages are figured out. The management of the historic landscape of Andong Hahoe village is characterized as restriction for preservation from the total village to single element. On the other hand, the management of the historic landscape of Shirakawa ogimachi village is characterized as mediation for combination of historic buildings with places of involvement. On the basis of the result, this paper discusses the problems related to the historic landscape managements of two villages.

Keywords: the Cultural Properties Protection Act, Historic landscape management, Andong Hahoe village, Shirakawa Ogimachi village, Comparative studies of Korea and Japan

キーワード：文化財保護法、歴史的景観管理、安東河回村、白川荻町、韓日比較研究

1. はじめに

(1) 背景と目的

急激な近代化によって多くの歴史的建造物及び歴史的景観が失われつつあった1960年代以降、韓国及び日本においてそれらを保護する動きが広がった。その後現在に至るまで保護の対象は単体の建造物から「景観」まで拡大した。西村はこれを、「点」から「線」へ、「線」から「面」への拡大としている¹⁾。「歴史的景観の保護」は言いかえれば、歴史的景観とされる「場所」に存在するもののなかから「歴史的」景観の価値である保護対象を決定し、そのほかの物についての方向性を定めるというしくみである。本研究ではこのしくみ全体を「管理」とする²⁾。保護の対象であると同時にひととの「生活空間」でもある歴史的集落の「管理」には「制度面での保証」とともに、様々な主体による実際の「管理活動」の両者が必要である。歴史的集落の保護はすなわち、建造物だけではない周囲の環境も含んだ歴史的な景観を保護対象としていると捉えることができるが、こうした歴史的集落の保護制度は韓国、日本それぞれの国において進められてきた。本研究では歴史的景観を守る「制度」である文化財保護制度があげられる文化財を中心とした歴史的景観の管理がどのように機能しているのか、韓国と日本における歴史的景観の管理に関わる制度や活動内容についての比較から、各々の特徴や差異を明らかにし、その背景について考察することを目的とする。

(2) 両国における歴史的景観保護に関する文化財保護制度の動向

韓国における歴史的集落の保護の始まりとして1983年に「楽安村」が「史跡」に指定されたことがあげられる。1984年には河回村をはじめとする3箇所が、歴史的集落における生活様式、祭りなど無形の民俗学的な価値をも包括する形で、「史跡」ではなく、従来からあった「民俗資料」という文化財のカテゴリーで指定された。一方、「史跡」や「民俗資料」とは別の制度として、1984年に「伝統建造物保存法」が制定された。これは文化財以

外の建造物や地区の保護を目的とし、内部の改造を認めるなど、従来の文化財保護制度に比べ緩やかな制度で、1988年に「外岩村」と「旺谷村」の2箇所が指定された。しかし、補償や指定を受ける側の認識不足などによりその後の指定が続かず、うまく機能しないまま1999年には廃止されてしまった³⁾。その結果「伝統的建造物」として指定されていた2集落はすべて「重要民俗資料」として再指定され、「重要民俗資料」として指定されている歴史的集落は合計5箇所となった。韓国では1980年代を中心とした以上のような動きの後、現在に至るまで文化財の保護対象としての歴史的集落は増加していない。その理由として、いわゆる「凍結保存」を目標とした厳しい規制による管理が、実際に人々の生活する集落を保護対象とにくいのではないかという点も指摘されている⁴⁾。

一方、日本では全国的な歴史的集落保護のはじまりの時期である⁵⁾1970年に平村相倉と上平村菅沼が「越中五箇山相倉集落」「越中五箇山菅沼集落」としてそれぞれ史跡に指定された。これは建造物を単体ではなく「群」として考え、その風土環境までも含めた地域を対称にするような趨勢に変わろうとした動きであるとされている⁶⁾。1975年には、市民運動から始まり広がった動きに呼応する形で文化財保護制度に伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）が導入された⁷⁾。「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高い」の伝建地区の中でも「その価値が特に高いもの」と定義されている重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」）は1976年白川村荻町を含む7地区がまず選定され、その後増加を続け2003年9月現在61地区となっている。伝建地区制度は多少の変化を認めつつも「建造物群」を保護するというもので、そのあいまいさから景観の変容など多くの問題点が指摘されている⁸⁾。

以上のことから、韓国と日本の文化財保護制度ではいずれも当初、一旦は「史跡」として文化財に指定されていた歴史的集落が

*東京大学大学院農学生命科学研究科

韓国ではその後「伝統的建造物」をへて「民俗資料」として、日本では「伝建地区」として制度的に保証されていることがわかる。またそれぞれの制度はいわゆる「凍結保存」と変更の可能な緩やかな保護という違いが見られる。「制度」はさまざまな場所に適用することが可能だが、その「制度」が実際の地域にどのように具体的に適用され、「管理」の違いとなって現れているのか、韓国と日本の事例において比較することは有効であると考えられる。

(3) 研究対象選定及び研究方法

本研究では現行の歴史的集落の管理に関わる制度である韓国の「民俗資料」、日本の「重伝建地区」に指定及び選定されている韓国安東市河回村（以下、安東河回村）と岐阜県白川村荻町（以下、白川荻町）を対象とする。対象地とした理由は以下の4点である。

①最も早い時期に「民俗資料」及び「重伝建地区」として指定及び選定された集落で、かつ史跡指定の影響がなく、現在までの景観管理の変遷が把握できる。

②建造物だけでなく、自然環境が集落の景観の重要な部分であり、歴史的景観という側面から多様に検討できる。

③管理に関わる主体及び活動内容が多様で、歴史的景観の管理に関して比較が可能である。

④対象地区の面積、集落の規模、人口、産業等がほぼ類似しているため、韓国と日本の代表的事例として比較対象に適切である。研究方法としては、制度として文化財保護法と法以外の規制・基準に関して、管理活動として管理に関わる主体及び活動内容を比

調査方法	安東市河回村	白川村荻町
文献調査	関連書籍、調査報告書、論文	関連書籍、調査報告書、論文
対象地 景観調査	2002. 4, 5, 7, 10月	2002. 8月
ヒアリング 調査	・儒教事業団の公務員 ・河回村管理事務所の公務員 ・河回村保存会の事務局長 ・河回村公式 Website 管理者	・保存財団の総括主任 ・関連研究者

表-1 調査の対象及び内容

較した。

調査は表-1に示すとおり、報告書などの文献資料と、現地における景観調査及びヒアリングから比較を行った。

安東河回村及び白川荻町の歴史的景観に関してはこれまでいくつかの研究でその問題点等が指摘されている。本研究の対象地における既往研究は比較研究、事例研究にかかわらず実際の景観のフィジカルな変容を問題点としたもの⁹⁾、変容の要因として「景観管理」¹⁰⁾あるいは「観光」¹¹⁾という事象をとりあげ、その因果関係を明らかにしているものである。本研究ではこれらの既往研究で指摘された問題点がそもそも文化財保護法を中心とした「景観管理」の差に起因するのではないかという視点から韓国と日本の事例を比較する。

(4) 対象地区の概要

安東河回村は1984年文化財保護法重要民俗資料122号として指定された。位置は慶尚北道安東市豊川面であり、安東市儒教文化圏の代表地である。建造物を中心に集落の全体の歴史的景観が

表-2 文化財保護法からの差違

項目	安東河回村	白川荻町
法律	文化財保護法	文化財保護法
主務官庁	文化観光部文化財庁	文部科学省文化庁
文化財指定名称	重要民俗資料	重要伝統的建造物群保存地区
	韓国における文化財類型は有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料がある。安東河回村は民俗資料の類型で重要民俗資料に指定されている。文化財保護法中には国家指定文化財として保護する	日本における文化財類型は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群がある。白川荻町は伝統的建造物群の類型で重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。
文化財指定類型の意味	民俗資料は衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する衣服、器具、家屋等で、国民生活の推移を理解するのに不可欠なもの	伝統的建造物群は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物で価値の高いもの
同文化財に指定及び選定された文化財の数	全部951件で民俗集落形は5件(2003.10)	61地区(2003.9)
指定及び選定方法	文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要なものを重要民俗資料として指定	伝統的建造物群保存地区は都市計画区域内において条例で地区的保存のための法令の定めた基準に従い必要な現状変更の規制を定める。都市計画区域以外は条例により、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。伝統的建造物群保存地区の中、市町村の申出に基づき、区域の全部又は一部で価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定する
保護目的及び原則	原形維持を基本原則	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存
具体的の保護対象	文化財に指定された保護区域全体	伝統的建造物(建築物、工作物)、伝統的建造物群と一体をなす環境(環境物件)
保存管理活用の計画樹立義務付き	文化庁長は市道知事との協議により国家指定文化財の保存管理活用に関する基本計画の樹立ができる	法では述べてないが、法を根拠にした条例を定めることができ
管理者指定	所有者不明とか所有者による管理が難しいと認める時、管理者を指定する。河回村の場合、安東市が管理者である	なし
現状変更の規制要許可の行為	現状変更行為 ・国家指定文化財の修理・整備・復旧・除去等 ・その他施設物の新築・増築・改築・移転、地形・地質の変更、水路・水質・水量の変更、騒音・振動・汚染誘発、広告物等の設置・物の野積み等保存に影響の恐れがある行為 ・国家指定文化財の地域に影響をたどる上流の建築工事 ・国家指定文化財500m以内の地域の50m以上の掘削、騒音・振動・汚染誘発、日照・景観に影響がある建物の新・増築 その他周辺に影響の恐れがある行為	・建造物等の新築・増築・改築・移転、又は除去 ・建造物等の外観変更することになるもの ・宅地造成その他の土地形質変更 ・木竹の伐採、土石の採取 ・その他保存地区の現状を変更する行為
関連行政長の管理限界	行政命令により文化財庁長又は地方自治団体長は保護・管理に必要と認められる時、管理者、所有者に行為禁止・施設設置及び除去の命令ができる	文化庁長官又は都道府県の委員会は必要な指導や助言をすることができる
補助	・文化財を管理する管理者の必要な経費 ・行政命令から設置する措置の経費 ・その他管理・経費・保護・修理・記録の経費の全部あるいは一部を補助	当該地区における保存のため市町村が行う措置についてその経費の一部を補助
罰則	文化財損傷、無許可行為、行政命令違反等に関しては実刑又は罰金	法には述べてない

良好な状態で残っている。集落内にある国家指定文化財は国宝2件、宝物4件、重要無形文化財1件、史跡1件、集落自体を含め重要民俗資料10件がある。この中、12件が建造物である。

白川荻町は合掌造りの家屋とその付属建物及び耕作地や周囲の自然環境などで構成され、歴史的及び景観的に価値が高いとして1976年に全国に先駆けて「重伝建地区」に選定され、1995年には「白川郷五箇山の合掌造り集落」という名称で世界遺産に登録された¹²⁾。

2. 両集落における歴史的景観管理の特徴に関する比較

(1) 両集落における文化財保護法に関する比較

表-2は両集落における国の文化財保護法からの歴史的集落の管理手法について比較したものである。まず、文化財保護法でそれぞれの集落の何を保護対象としているかについて比較する。安東河回村は「重要民俗資料」で、国家指定文化財として指定されている。保護対象は建造物及び土地を含む地域の全体である。白川荻町は「重伝建地区」で、「伝統的建造物」として建物を中心とした「建築物」と鳥居や石垣などの「工作物」が指定され、伝統的建造物群と一体をなす環境を構成する樹木などは「環境物件」として指定されている。つまり、安東河回村は面的な広がりを有する集落全体が保護対象となっているのに対し、白川荻町は面的な広がりではなく、「伝統的建造物」、「環境物件」など個々の要素を保護対象としている点が大きく異なっている。

次に文化財保護法による保護の方向性を比較する。安東河回村は保護区域全体の原型維持が基本原則であり、白川荻町は保護対象が「伝統的建造物」、「環境物件」として決定され、結果的に「地区の歴史的風致を維持する」とされている。

また、法の定める管理の主体に関しては、安東河回村は現状変更の審議・許可者は国（文化財委員会）、管理責任者は地方公共団体（安東市）、所有者（住民等）と明確に区分できるが、「伝建地区」は国が指定できる重要文化財や国宝等の制度とは著しい違いを持ち、地方公共団体の主体性・自主性を尊重する制度であるため¹³⁾、白川荻町では後述のように地方公共団体（白川村）の保存条例により管理されている。

賞罰の側面からみると、安東河回村は規制に対する国、地方公共団体の補償、違反に対する罰則が明確に定められている。白川荻町は文化財保護法によって国が直接賞罰に関わる事ではなく、市町村が行う管理活動に対する補助という点で安東河回村とは異なる。

(2) 両集落における法以外の規制・基準の比較

両集落における歴史的景観管理に関わる法以外の条例、計画、基準、協定は表-3のとおりである。

表-3 歴史的景観管理に関わる法以外の規制・基準

	主体		名称
安東 河回村	安東市	条例	安東市河回村観覧料徴収条例
	儒教文化 開発事業団	計画	河回村入口観光地開発計画
白川 荻町	地方 公共 団体 (白川村)	条例	白川村伝統的建造物群保存地区保存条例
		条例	白川村自然環境の確保に関する条例
		計画	白川村伝統的建造物群保存地区保存計画
	財團※	基準	白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存基準
		計画	荻町総合振興計画
	住民	協定	荻町から看板をなくする運動
		協定	景観保存基準におけるガイドライン

※ (財)世界遺産白川郷合掌造り保存財團

安東河回村では文化財保護法に定められているように安東市は管理責任者であり住民は所有者であるため、保護制度は基本的に文化財保護法のみである。そのため、集落の歴史的景観管理に直接に関連する法以外の条例・基準・ガイドラインはない。間接的に影響を与える条例は文化財保護法第39条によって定められた

「安東市河回村観覧料徴収条例」がある。この条例は観覧料徴収に関する内容以外に観覧者の行為制限、住民所有以外の車両出入り制限、観覧料徴収による収入金の使用、安東河回村管理事務所¹⁴⁾の役割等、文化財保護法の内容を補完し文化財として集落を管理するために、必要な事項を定めている。

その他、安東市の儒教文化開発事業団¹⁵⁾によって1997年から2006年までを事業期間として行われている「河回村入口観光地開発計画」がある。この計画は安東河回村の観光地化による歴史的景観の破壊を防ぎ、歴史的景観の管理及び観光による地域活性化を同時に実現するため、河回村入口から約1km離れた位置に新たな観光拠点を開発するというものである。安東市はこの計画が完了した後も引き続き、観光関連活動は全部集落の外に誘導し、安東河回村内は見学のみにして歴史的景観を管理するとされている。

「安東市河回村観覧料徴収条例」及び「河回村入口観光地開発計画」は文化財保護法による重要民俗資料として管理される安東河回村の原型維持を補助する役割をしていると考えられる。白川荻町では文化財保護に関する業務を地方公共団体が主体的に行うため、歴史的景観管理に関わる具体的な規制は地方公共団体の条例をもとに定められたものが中心になる。

「白川村伝統的建造物群保存地区保存条例」は文化財保護法第83条の2項の規制に基づき、現状変更の規制、その他管理に関する必要な措置を設置するために制定された。内容は「現状変更の規制」、「許可基準」、「保存に関する補助」、「罰則」等がある。これは地方公共団体が条例を定めて管理する形であり、文化財保護法によって直接管理する安東河回村とは異なる。条例に基づき策定された「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存基準」や住民の協定である「荻町から看板をなくする運動」、「景観保存基準におけるガイドライン」等は条例による歴史的景観管理を補完するものである。これらの基準及びガイドライン等は建造物を中心として舗装や看板などの景観を構成する要素に関して具体的な数値や材料などを規定・誘導する内容となっている。

(3) 両集落における管理に関わる主体及び活動内容の比較

ここでは両集落の管理活動の主体とその活動内容を比較する。表-4は管理に関わる主体と各主体の活動内容である。活動内容は歴史的景観管理のための実際に行う行為と補助金支給による支援との2つに分けて示した。

安東河回村における管理活動の主体としては安東市儒教文化開発事業団及び安東河回村管理事務所（以下「管理事務所」）がある。特に安東市の直轄部署として安東河回村に常駐している管理事務所は具体的な管理事務を担当している。管理事務所は集落に常駐しながら不法現状変更の取り締まり、保存状態の点検をし、修理復旧等の現状変更の必要性を判断し、安東市儒教文化開発事業団に報告する。儒教文化開発事業団は現状変更申請に関する書類を作成して文化財府の文化財委員会の審議を受け、文化財府長から許可をもらう仕組みである。安東河回村では他の国家指定文化財と同じように「審議・許可」「管理事務」の2段階となっており、保護を中心した管理をしているといえる。一方、白川荻町では管理事務は主に財団及び住民の組織である白川村荻町の自然環境を守る会（以下「守る会」）が中心となっており、守る会において現状変更に関する住民の申請を協議して決定する。決定の困難な事項については白川村教育委員会及び有識者、村の各地区の代表等で構成されている白川村伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を受ける。白川荻町では「審議・許可」「協議」「管理事務」の3段階で、安東河回村と異なる「協議」のための仕組みがある。これは白川荻町の歴史的景観管理が法にもとづく上位下達式の規制とは別の仕組みを持っているともいえる。

補助金では、補修、調査・啓蒙に関しては双方の集落でみられ

表-4 管理に関わる主体と書く主体の活動内

	主体名	活動内容	行為			補助金		
			許可	審議	協議	管理事務	補修	修景
安東河回村	文化財府・文化財府長（国）	現状変更の許可	○			○	○	○
	文化財府文化財委員会（国）	現状変更の許可審議		○				
	安東市儒教文化開発事業団（市）	観光計画及び事業、観光資源発掘調査管理業務、開発補償業務、文化財関連の住民請願処理、文化財復旧修理計画、文化財委員会に現状変更の許可申請、保存会の管理、国費補助金管理、不法現状変更の取り締まり、文化財及びその周辺環境整備				○	○	○ ○
	安東河回村管理事務所（市）	不法現状変更の取り締まり、保存状態点検、文化財及びその周辺環境整備、文化財紹介及び伝承				○		
	安東河回村保存会（民）	住民共益保護						○
白川荻町	文化庁（国）	補助金の補修					○	
	白川村・白川村教育委員会（村）	まちづくり、法的文化財管理事業、保存会の現状変更申請事業補助	○			○ ○		○
	白川村伝統的建造物群保存地区保存審議会（村）	現状変更申請の審議、調査協議		○				
	世界遺産白川郷合掌造り保存財団（財団）	修理事業、修景事業、住民保存活動の支援、調査普及事業、継続事業				○ ○ ○		○
	白川村荻町の自然環境を守る会（民）	現状変更申請の事前審査、啓蒙事業		○		○	○	

るが、安東河回村が規制による補償として住民補助をしているのに対し、白川荻町は修景による景観管理に対して補助金を支給している。

3. 考察

本研究では韓国と日本における文化財保護制度を中心に安東河回村と白川荻町の歴史的景観管理に関する制度や活動内容について各々の特徴を明らかにした。韓国の安東河回村では、集落及び周辺農地を含んだ面的な広がりを単体の保護対象として位置づけ、他の文化財保護と同様の管理の考え方を歴史的景観の管理に適用している。一方、日本の白川荻町では「伝統的建造物」「環境物件」といった景観を構成する要素を直接の保護対象とし、要素間の「景観的調和」による「歴史的風致の維持」と、保護を基本とした歴史的景観と住民生活の近代化との両立を目指しているという点が大きく異なっている。つまり、安東河回村では「保護志向の強い歴史的景観管理」となっており、白川荻町では「調和志向の強い景観管理」を目指していると言えよう。

それゆえ、安東河回村は景観まで拡大された文化財保護のための規制によって直接影響を受ける住民に対する補償が重要であり、白川荻町は「調和」を図るための住民側の「協議」及び「非伝統的景観に関する修景」等が主な管理手法になっている。

両国の文化財保護制度ではいずれも文化財に関する概念が「景観」まで広がり、景観を構成する要素群である歴史的集落という管理対象を一旦は「史跡」として管理し始めた。しかし、このような管理対象は「住民の生活空間」を含む場合が少なくなつたため、既存の文化財のように「審議・許可」「管理事務」という2段階で管理することは難しい。そこで、白川荻町のような「調和指向型の管理」が生まれるようになったのは自然の流れであると考えられる。しかし韓国では緩やかな制度であった「伝統建造物保存法」を経てむしろより厳しく集落と周辺農地をも含んだ面的な広がりを「民俗資料」として歴史的景観を管理することになった。韓国の場合、民俗学や歴史学上の価値を優先させ、歴史的集落の景観や生活様式を、そのまま民俗資料として保護しようとする国の大い意志をうかがうことができる。当初、こうした国を中心とした保護指向の強い歴史的景観管理は、歴史的集落の「血縁」および「地縁」を基盤とする住民サイドの伝統を護ろうとする意識が強いことが支えになっていたとも考えられる。しかしながら現在では生活様式の大きな変化を背景に、国、住民とともにその意識が弱まってきており、住民生活に対する配慮が重要な課題となっている。また、歴史的集落の保護と住民生活の現代化を両立させるにしても、韓国の場合「班常」¹⁶⁾制度に関わる階層性が空間構

成引いては景観にも大きく反映していることなど、日本にも西欧にもない特徴があり、保護すべき歴史的景観と住民の生活空間との分離を複雑なものにしており、そのあり方の検討も大きな課題である。また一方、白川荻町の場合には、歴史的建造物と環境物件を保護することで歴史的景観保護を目指しているが、保護対象である建造物や物件

をはじめとする要素相互の関係に関する検討が十分に行われていないため、景観を構成する要素の保護にとどまってしまい、修景と称される管理活動の過程で、要素およびその相互関係によって形成される景観的特性を消失してしまう恐れがあり、歴史的景観の形骸化及び真正性の消失等に関する批判が少なくない。要素のみならず要素相互の関係について調査し、景観特性を保護対象とする景観管理のあり方を検討していくことが課題であると考えている。

補注及び引用文献

- 1) 西村幸夫 (1997) : 環境保全と景観創造 : 鹿島出版社, 154-156
- 2) 高口らは「自治体を含めた地域全体が一中略一価値を明確にし、再生産し高めていくためのシステム」を「景観管理」としているが(高口愛・西山徳明 (2000) : 伝統的景観管理とその変遷: 日本建築学会計画系論文集 No.538, 133-140) 本研究では主体として国をも含めた保護のためのしくみを「管理」とする。
- 3) Kang, Dongjin and Dongsik Choi (2002) The guideline for the Extension and Establishment of historic District's Concept in Korea.: K P A 37(4) 41-58
- 4) Hong, Junseop (1998) : 韓国の町並み保存の課題に関する研究 ; 町並み保存制度における日韓の比較を中心として : 日本観光研究学会全国大会研究発表論文集 No.13, 149-156
- 5) 前掲1) 150-152
- 6) 近代建築 (1973) : 歴史的環境の保存 11 ; 保存の危機-五箇山 : 近代建築 27(11), 83-86
- 7) 黒田乃生・小野良平 (2003) 白川村研究の系譜にみる文化財としての集落景観保全における問題点 : ランドスケープ研究 66(5), 665-668
- 8) 前掲1) 171-175
- 9) 西山徳明・三村浩史(1995) : 伝統的建造物群保存地区における景観管理計画に関する研究:日本建築学会計画系論文集 No.474, 133-141 等
- 10) 黒田乃生・下村彰男・小野良平・熊谷洋一 (2001) : 白川村荻町伝統的建造物群保存地区における集落景観の特徴とその保全に関する研究 : ランドスケープ研究 64(5), 759-764 等
- 11) 黒田乃生・下村彰男 (2001) : 世界遺産登録後の白川村荻町における観光の現状とその方向性に関する考察 : 第36回日本都市計画学会学術論文集, 253-258, 荒井崇浩・十代田朗 (2002) : 観光地化に伴う農山村伝統集落の空間変容及び住民生活への影響に関する研究 - 富山県五箇山相倉を事例として : 第37回日本都市計画学会学術論文集 949-954 等
- 12) (財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団 (2001) : 白川郷合掌造り集落の景観 ; 白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観に関する調査報告書
- 13) 莊谷勇雅 (2001) : 伝統的建造物群保存地区制度について ; 歴史的集落・町並みの保存-重要伝統的建造物群保存地区ガイドブック : 文化庁, 230p
- 14) 安東河回村の管理のため、安東市の直轄部署として作られた事務所である。安東河回村の入口に位置。安東市行政規則集による補職は文化財管理員1人、行政事務職3人、機能職6人である。
- 15) 安東市は慶尚北道儒教文化圏の観光育成化計画により、既存の文化財担当部署と新設した文化財を生かして地域観光に活用する開発担当部署を統合し儒教文化開発事業団とした。
- 16) 過去の韓国における身分で、両班と常民とをあわせて称する。韓国歴史的集落では今も「班常」による階層性が空間的に反映されている。